

新型コロナウイルスの感染防止に伴う電話再診による 院外処方箋発行について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等で当院を定期的に受診されており、継続的な処方が必要な患者さんに対して、電話診療による処方箋の発行が出来るようになりました。（電話診療の取り扱いは新型コロナウイルス感染拡大のための臨時的な取り扱いとなりますので、状況等に変化があった場合は、厚生労働省による見直しが行われることとされています。）

電話再診をご希望の場合、実施方法については事前にご相談の上、決めさせて頂きたいと思っておりますので、詳しくは下記までお電話にてお問い合わせください。

TEL：0285-56-7111（代表番号） 担当部署：医事課

受付時間：平日（月～金）14：00～16：00

- ※ お電話をいただく際は、電話再診希望とお伝えください。
- ※ ご返答にお時間を頂く場合がございますので、余裕をもってのお問い合わせをお願いいたします。

<対象となる方>

- ・慢性疾患等で当院に定期的に受診されており、同一薬剤による処方が長期にわたって継続している方。 例）骨粗しょう症等
- ※ 向精神薬、睡眠剤の薬剤は、従来通り定められた日数の処方となります。

<対象外となる方>

- ・初診の方。
- ・通常、定期受診している病気以外に対する新規処方。
- ・医師が電話診療では処方困難と判断した方。